第11380号 平成 18 年 3 月 13 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

次 目

告 示		
○指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)(高齢者支援	総室)	1
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護) (高齢者支援 ○生活保護法の規定による医療機関等の指定 (生活保護・援 ○生活保護法の規定による医療機関等の廃止 (生活保護・援 ○生活保護法の規定による医療機関等の廃止 (″	護課)	2
〇生活保護法の規定による医療機関等の廃止)	2
〇生活保護法の規定による医療機関等の変更(")	2
〇生活保護法の規定による医療機関等の変更 〇指定居宅介護支援事業所の指定 (居宅支援)・・・・・・・・(高齢者支援 〇指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)・・・・・・・・・(″	総室)	3
○指定民宅サービス事業所の指定(訪問介護)・・・・・・・(「間間」、) I	3
0 " 0 # 0 特定計量器定期検査の実施 0 " 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 <tr< td=""><td>Ś</td><td>3</td></tr<>	Ś	3
○	等課)	3
	/ M //	4
○身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止·····(障害者支援	総宝)	4
〇知的陪宝 老 垣 址 注 に 甘 づ と 車 类 老 の 廐 止	心主)	4
○児童福祉法に基づく事業者の廃止····································)	5
○元里佃位伝に至りて事業有の先出 "	,	
〇分	(<i>5</i>
〇川町隍古有悃性伝に差フトず未有の相足 ("	,	<i>5</i>
〇九里悃仙伝に至ノヽず来有の担化	,	6
○ ○ 日本	3 ⁄2 ∌⊞ \	0
○ 旦 始 の 色 域 多 史 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/ 一	6
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 (" ○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (" ○児童福祉法に基づく事業者の指定 (" ○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (" ○道路の区域変更 (道路総の供用開始 ○ " ("	,	6
○あらたに生じた土地の確認及び字の区域の決定·····(市町村	w 卓)	6
	総全ノ	7
公 告 ○西章鹿倉入会林野整備計画の認可····································	∌⊞ \	7
○平成 18 年度水質検査検体搬送業務に係る一般競争入札 (生活衛		7
		7
〇税務システム用パソコン及びプリンタ等の賃貸借に係る一般競争入札 (税 務	課)	9
〇平成 18 年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務委託に	LL ⇒⊞ \	
係る一般競争入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(食品衛		
登 載 依 頼 ○熊本県立図書館協議会開催····································	士+ &亡 \	10
〇熊本県立図書館協議会開催 (熊本県立図	書 貼)	12
〇平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 1 月 13 日までの間に実施した監査の	€ □ \	1.0
結果に関する報告 (監査 ○熊本県障害者施策推進協議会開催 (熊本県障害者施策推進協	ジョリ)	13
〇熊本県障害者施東推進協議会開催······(縣本県障害者施東推進協	議会)	15
〇熊本県警察総合 OA システム用パソコン及び関連機の保守委託に係る	7m ⇒m \	
一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(県警本部情報管	埋課)	16
○熊本県警察情報管理システム用端末装置等の保守委託に係る一般競争	,	
入札の実施 ()	18
○ 世 大 美 務 会 計 に 係 る 一 般 競 争 人 札 の 夫 施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏課)	20
〇平成 18 年度熊本県警察本部庁告清掃業務委託 (県警本部会	計課)	22
○運転免許センターエレベーター等保守点検業務委託・・・・・・(県警本部運転免	許課)	24
○運転免許センター庁舎設備保全業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・("	,	26
○連転免許センター特定建築物維持管埋業務委託・・・・・・・・("")	28

告 示

熊本県告示第 241 号 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。 平成 18 年 3 月 13 日 能 本 担 知 東 潮 公 義 子

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
花園通所くらぶ	有限会社生活支援システム	平成 18 年 3 月 1 日
熊本市花園七丁目 26番 18号		

熊本県告示第 242 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関等を次のように 指定した。 平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6030113	西整形外科医院	医療法人宏徳会	荒尾市蔵満 1859-1	平成 18 年 1 月 1 日
〔歯科〕				
比宁釆早	医 医 医	朗热	医泰琳朗甙大地	华史年日日

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6424011	たなか歯科医院	医療法人社団秀	菊池郡合志町幾久富 1909-618	平成 18 年 1 月 1 日
		香会		
6054026	小林歯科医院	小林 泰子	玉名市高瀬 200	平成 17 年 10 月 15 日

熊本県告示第 243 号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条の規定により、次の医療機関 から廃止の届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[医科]

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
西整形外科医院	西 一徳	荒尾市蔵満樫木	平成 18 年 1 月 1 日
		1859-1	

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地 廃止年月日
たなか歯科医院	田中 弥信	菊池郡合志町幾 平成18年1月1日
		久富 1909-618
西本歯科医院	西本 信也	菊池郡大津町室 平成17年12月31日
		字門出 113
小林歯科医院	小林 秀世	玉名市高瀬 200 平成 17 年 10 月 15 日
のり歯科医院	法 道昭	山鹿市鹿本町来 平成17年12月31日
		民 1205-1

熊本県告示第 244 号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条の規定により、次の指定医療 機関等から変更の届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
区 原	用 取 有	旧	新	发 发平月日
山本胃腸科・内	医療法人社団	所在	所在地	
科クリニックア	山本胃腸科·	菊池郡菊陽町大字久保田字	菊池郡菊陽町大字原水	1月23日
ピワン	内科クリニッ	下原 2845-1	1156-13	
	ク			

熊本県告示第 245 号

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアプラン事業所・ひがし	有限会社地域ケアプラン研究	平成 18 年 3 月 3 日
熊本市小糸山町 18 番地 3	所・海	

熊本県告示第 246 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
あかね	有限会社弘司	平成 18 年 3 月 1 日
宇城市小川町北新田 452 番地 1		

熊本県告示第 247 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ママやつしろ	有限会社ママ	平成 18 年 3 月 1 日
八代市海士江町 3464 番地の 1		

熊本県告示第 248 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
にこにこ三和	株式会社三和タクシー	平成 18 年 3 月 1 日
熊本市世安町字池田 282 番地		

熊本県告示第 249 号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号) 第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器定 期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

検 査 区 域	対象となる特定計量器	検 査 期 間
上益城郡、宇土市、宇城市、下益城	非自動はかり(計量法施行令(平成5	平成 18 年 4 月 1 日から
郡、水俣市、葦北郡、八代市、八代	年政令第329号)第5条第1号又は第	平成 19 年 3 月 31 日まで
郡、人吉市及び球磨郡	2号に掲げるものを除く。)、分銅及び	
	おもり	

熊本県告示第 250 号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定により、上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。 平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定
以且以为	(K) 点 口	校直交行時間	汉丑·刎///	計量器
山都町	平成 18 年 4 月 17 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	JA かみましき矢部	非自動はかり
			支所 御岳野菜集	(計量法施行令
			荷所	(平成5年政令
山都町	平成 18 年 4 月 17 日	午後1時半から午後3時まで	JA かみましき矢部	第329号)第5
			支所 中島茶工場	条第1号又は第
山都町	平成 18 年 4 月 18 日	午前10時から午後3時まで	山都町中央公民館	2号に掲げるも
山都町	平成 18 年 4 月 19 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	JA かみましき清和	のを除く。)、分
			支所 朝日事業所	銅及びおもり
山都町	平成 18 年 4 月 19 日	午後1時半から午後3時まで	山都町清和体育館	
益城町	平成 18 年 4 月 20 日	午前9時半から午後4時まで	益城町公民館	
甲佐町	平成 18 年 4 月 21 日	午前10時から午後3時まで	甲佐町農業研修セ	
			ンター ろくじ館	
御船町	平成 18 年 4 月 24 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	JA かみましき上野	
			支所	
御船町	平成 18 年 4 月 24 日	午後1時から午後3時まで	旧水越小学校	
御船町	平成 18 年 4 月 25 日	午前9時半から午後3時まで	御船町保健センタ	
			_	
嘉島町	平成 18 年 4 月 26 日	午前10時から午後3時まで	嘉島町公民館	

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 18 年 4 月 17 日から	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第
平成 18 年 4 月 30 日まで	1号から第5号に定めるものにあっては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 251 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	 廃止年月日	 事業所番号	事業の種類
事未川の石柳及07川江地	の所在地及び代表者の氏名	冼正平万日	事未川田 勺	ず未り怪魚
菊水町社協居宅サービス事	社会福祉法人 菊水町社会福	平成 18 年	43000100132116	身体障害者
業所	祉協議会	2 月 28 日		居宅介護
玉名郡菊水町藤田 352 番地	玉名郡菊水町藤田 352 番地			
	前淵 治			

熊本県告示第 252 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、の所在地及び作	主たる事務所 代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
菊水町社協居宅サービス事	社会福祉法人	菊水町社会福	平成 18 年	43000200171113	知的障害者

業所	祉協議会	2 月 28 日	居宅介護	
玉名郡菊水町藤田 352 番地	玉名郡菊水町藤田 352 番地			
	前淵 治			

熊本県告示第 253 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
事术// ** 自称// **	の所在地及び代表者の氏名	//LIL / 1	于 <i>木</i> // 田·J	子人*/YE/K
菊水町社協居宅サービス事	社会福祉法人 菊水町社会福	平成 18 年	43000300112116	児童居宅介
業所	祉協議会	2 月 28 日		護
玉名郡菊水町藤田 352 番地	玉名郡菊水町藤田 352 番地			
	前淵 治			

熊本県告示第 254 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類	
事業所の石物及の所任地	の所在地及び代表者の氏名	1日足平月日	事未別借与	尹未ツ性類 	
なごみ町社会福祉協議会	社会福祉法人 和水町社会福	平成 18 年	43000100222115	身体障害者	
玉名郡和水町大字藤田 352	祉協議会	3月1日		居宅介護	
番地	玉名郡和水町大字藤田 352 番地				
	池上 緑良				

熊本県告示第 255 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	 事業の種類
1.7K// 10 E/17 // E/1	の所在地及び代表者の氏名	18/2 1/18	3.2K/// El 3	1.76.2 [1.76]
なごみ町社会福祉協議会	社会福祉法人 和水町社会福	平成 18 年	43000200308111	知的障害者
玉名郡和水町大字藤田 352	祉協議会	3月1日		居宅介護
番地	玉名郡和水町大字藤田 352 番地			
	池上 緑良			

熊本県告示第 256 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	上 指定年月日	事業所番号	 事業の種類	
事業所の石林及の所任地	の所在地及び代表者の氏名	1日化十万口	事未所借与 	尹未の性類	
なごみ町社会福祉協議会	社会福祉法人 和水町社会福	平成 18 年	43000300205118	児童居宅介	
玉名郡和水町大字藤田 352	祉協議会	3月1日		護	
番地	玉名郡和水町大字藤田 352 番地				
	池上 緑良				

熊本県告示第 257 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
争未別の石林及の別任地	の所在地及び代表者の氏名	廃业平月口 	尹未川留与 	尹未り性類
グループホーム おかざき	有限会社 おかざき薬局	平成 18 年	43000200309143	知的障害者
人吉市願成寺町字門田 528	球磨郡あさぎり町深田東字宝	3月3日		地域生活援
番地 2	445 番地 2			助
	岡崎 清			

熊本県告示第 258 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域 変 更 す る 区 間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	宇城市小川町東小川字長迫 732番1地先から	前	4.8 ~ 23.0 8.5 ~ 31.0	354.1 285.5	旧道移管
		同市小川町南海東字早迫 293 番 1 地先まで	後	8.5 ~ 31.0	285.5	

2 区域変更する期日 平成18年3月13日

熊本県告示第 259 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領 線	天草郡苓北町坂瀬川字花園 983 番 1 地先から 同字	163.0	単道改
		996 番 5 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 13 日

熊本県告示第 260 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線	名	供り	用 開	始	す	る	区	間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	443 号		上益城郡甲佐	町大雪		字中字		33 番	地先から	133.0	迂回路設 置
							38	85番	地先まで		

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 13 日

熊本県告示第 261 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨芦北町長から届出があった。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
芦北町大字田浦町字大田 148、150、151、152、153、154、155、165 地先並	芦北町大字田浦町字大田
びに 216、217 の 4、217 の 3、235 の 2 に介在する道路、水路地先並びに 165、	
212 Ø 2、216、217 Ø 4、217 Ø 1、217 Ø 3、235 Ø 2、236 Ø 1、236 Ø 2、	
237 の 1 に隣接介在する無番地地先公有水面埋立地	
86,181.59 平方メートル	

公 告

熊本県公告第 191 号

球磨郡山江村大字山田乙 2315 番地、西章鹿倉入会林野整備組合代表者吉田九十己から申請のあった西章鹿倉入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和 41 年法律第 126 号)第 11 条第 1 項の規定により平成 18 年 3 月 3 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 192 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

平成 18 年度水質検査検体搬送業務

- (2) 委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成18年度水質検査検体搬送業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、要綱別表中14運送業務に関し、入札参加資格を有すると決定された者であること。

3 契約条項を示す場所

熊本県健康福祉部生活衛生課水道班 (県庁行政棟新館3階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2244

4 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 14 日 (火) から平成 18 年 3 月 23 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

3に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

アー日時

平成 18 年 3 月 17 日 (金) 午前 10 時から

イ 場所

本館 801 会議室(県庁行政棟本館 8 階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話 096-333-2244

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 10 時から

イ 場所

熊本県土木部監理課入札室(県庁行政棟本館地下1階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

(5) 入札書の提出方法

4の(4)記載の入札場所に持参するものとする。

5 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を4の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

と認められるときに限る。)。 なお、入札保証金の免除申請書は、平成18年3月20日(月)午後5時までに、 3に記載の場所に提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

込みをしたものを落札者とする。

- 最低制限価格
 - 設定しない。
- 契約書作成の要否 (6)

なお、 契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。

(7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 193 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

- 競争入札に付する事項
 - (1)借入物品及び数量 税務システム用パソコン及びプリンタ等一式
 - 借入物品の規格及び品質等入札説明書及び要求仕様書による。
 - 借入期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
 - 納入期限 平成 18 年 3 月 31 日 (金)
 - 納入場所 (5)入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借 料率で計算すること。
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契 約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、入札参加資格を有す ると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲るところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。 げるとこ

納入しようとする物品の機能等証明書(別添様式)を平成18年3月22日(水) 午後5時15分までに熊本県総務部税務課管理班に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札時までに提出した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなら ない。

- 入札参加資格を得るための申請方法等
- 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。) に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に 限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号 電話番号 096-333-2581 (ダイヤルイン)

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 17 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部税務課管理班 (熊本県庁行政棟本館3階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話番号 096-333-2101 (ダイヤルイン)

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 14 日 (火) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分から

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1001会議室

(4) 入札書の提出方法

50 (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成 18 年 3 月 23 日 (木) までに必着するように郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数 (60 月)を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

1111:

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から7日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から4日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金

の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 194 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

平成 18 年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成18年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

工入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、同要綱「別表27)その他」の「と畜検査検印押印補助等業務」に関し、入札参加資格を有すると決定された者であること。

3 契約条項を示す場所

熊本県健康福祉部食品衛生課乳肉衛生班 (県庁行政棟新館3階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2248 (直通)

4 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 3に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 23 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

3に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 11 時から

イ 場所

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号熊本県庁行政棟本館 6 階 601 会議室

(4) 入札書の提出方法

4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

(5) 入札説明会の日時及び場所

アード時

平成 18 年 3 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本県食肉衛生検査所

郵便番号 861-1344 菊池市七城町蘇崎 1341

電話 0968-26-4231

- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2)入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額 を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札
- ゥ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ
- 金額を訂正した入札 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- 明らかに連合によると認められる入札 丰
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

2以上の意思表示をした入札

- 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- + その他入札に関する条件に違反した入札
- (4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

最低制限価格 (5)

設定しない。

契約の締結 (6)

契約書作成の要否

契約の締結期限 イ

落札決定の日から14日以内とする。

- 落札者からの契約締結の申出期限 落札決定の日から7日以内とする。
- ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものと する。
- 契約保証金 (7)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県立図書館協議会公告第2号

熊本県立図書館協議会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 3 月 13 日

開催日時 1

平成 18 年 3 月 23 日 (木)

熊本県立図書館協議会

午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市出水二丁目 5-1

熊本県立図書館3階大研修室

- 3 議題
 - ・熊本県立図書館平成17年度事業報告について
 - ・熊本県立図書館の運営について
- 4 傍聴人の定員

10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の 座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市出水二丁目 5-1

熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課企画広報係) (電話 096-384-5000)

熊本県監査委員公告第4号

平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 1 月 13 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県監査委員 宗 暁 高 秀 豊 孝 山 本 同 同 \prod 收 前 同 杉 直 小

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監	査 対 象 機 関	- 監査対象期間	監査実施年月日
部 局 名	機関名	血且刈	<u> </u>
教育委員会	済々黌高等学校	平成16年4月~平成17年9月	平成 17 年 11 月 30 日
	熊本高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 12 日
	第一高等学校	"	平成 17 年 12 月 1 日
	第二高等学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 30 日
	熊本西高等学校	"	平成 17 年 11 月 30 日
	熊本北高等学校 (書面)	"	平成 17 年 12 月 28 日
	東稜高等学校	"	平成 17 年 12 月 1 日
	湧心館高等学校	"	平成 17 年 12 月 15 日
	玉名高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 15 日
	荒尾高等学校	"	平成 17 年 12 月 2 日
	南関高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 8 日
	鹿本高等学校	"	平成 17 年 12 月 6 日
	菊池高等学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 8 日
	大津高等学校	"	平成 17 年 12 月 6 日
	阿蘇高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 27 日
	小国高等学校	"	平成 17 年 11 月 29 日
	高森高等学校 (書面)	"	平成 17 年 12 月 7 日
	蘇陽高等学校	"	平成 17 年 12 月 7 日
	御船高等学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 29 日
	甲佐高等学校	"	平成 17 年 12 月 8 日
	宇土高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 16 日
	松橋高等学校	"	平成 17 年 12 月 8 日
	八代高等学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 16 日
	八代南高等学校	"	平成 17 年 12 月 9 日
	八代東高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 12 日

N. 101 to Arre NV LL	T.N F . H . T.N F . H	
氷川高等学校	平成16年4月~平成17年9月	平成 17 年 12 月 16 日
水俣高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 20 日
人吉高等学校	"	平成 17 年 12 月 13 日
多良木高等学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 25 日
天草高等学校	"	平成 18 年 1 月 12 日
天草東高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 16 日
倉岳高等学校	"	平成 18 年 1 月 12 日
牛深高等学校 (書面)	"	平成 17 年 11 月 30 日
大矢野高等学校	"	平成 17 年 12 月 15 日
河浦高等学校	"	平成 18 年 1 月 13 日
熊本商業高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 12 日
球磨商業高等学校	"	平成 17 年 12 月 13 日
松島商業高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 27 日
鹿本商工高等学校	"	平成 17 年 12 月 20 日
熊本工業高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 27 日
玉名工業高等学校	"	平成 17 年 12 月 21 日
小川工業高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 27 日
八代工業高等学校	"	平成 17 年 12 月 21 日
水俣工業高等学校(書面)	"	平成 18 年 1 月 5 日
球磨工業高等学校	"	平成 17 年 12 月 14 日
天草工業高等学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 27 日
熊本農業高等学校	"	平成 17 年 12 月 1 日
北稜高等学校	"	平成 17 年 12 月 2 日
鹿本農業高等学校	"	平成 17 年 12 月 7 日
菊池農業高等学校	"	平成 17 年 12 月 9 日
翔陽高等学校	"	平成 17 年 12 月 8 日
阿蘇清峰高等学校	"	平成 17 年 11 月 29 日
矢部高等学校	"	平成 17 年 11 月 28 日
八代農業高等学校	"	平成 17 年 12 月 16 日
芦北高等学校	"	平成 17 年 12 月 27 日
南稜高等学校	"	平成 17 年 12 月 14 日
苓明高等学校	"	平成 18 年 1 月 13 日
苓洋高等学校	"	平成 18 年 1 月 13 日
盲学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 12 日
能本聾学校	"	平成 17 年 12 月 15 日
ひのくに高等養護学校	"	平成 18 年 1 月 10 日
熊本養護学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 2 日
松橋西養護学校	"	平成 18 年 1 月 11 日
松橋養護学校(書面)	"	平成 17 年 11 月 16 日
松橋東養護学校	"	平成 17 年 12 月 22 日
荒尾養護学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 16 日
大津養護学校	"	平成 18 年 1 月 11 日
菊池養護学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 12 日
黒石原養護学校	"	平成 18 年 1 月 10 日
小国養護学校(書面)	<i>"</i>	平成 17 年 12 月 12 日
芦北養護学校	<i>"</i>	平成 17 年 12 月 20 日
球磨養護学校(書面)	"	平成 17 年 12 月 6 日
天草養護学校	<i>"</i>	平成 18 年 1 月 12 日
苓北養護学校(書面)	<i>"</i>	平成 17 年 12 月 16 日
万心皮咬丁仪(盲凹/		1 以 1 / 十 1 2 万 10 日

監査の主眼

今回の監査は、教育委員会の県立学校74校を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、 有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- 収入事務は、適時適切に行われているか。
- 収入客体の把握は適切か。 (2)
- 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。 (3)
- 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。 (4)
- 支出関係の事務は適正に行われているか。 (5)
- 各種契約事務は適正に行われているか。
- 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。 補償事務は適正に行われているか。 (8)
- (9)
- 物品の取得及び管理は適正に行われているか。 (10)
- (11)財産の取得及び管理は適正に行われているか。
- 監査の結果
- 報告公表事項 0

(指摘事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。 教育委員会

(1) 教職員住宅に係る土地の一部(面積 110 平方メートル)について、町道として認 定されているにもかかわらず、県の所有のままとなっていた。町に対し有償売却を 行うなど、土地の現況に応じた所有権移転登記の手続きをすすめること。(芦北高 校·福利厚生課)

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。 教育委員会

ほとんどの学校において、職員・児童生徒の健康診断業務について、単独随意契 約を行っているが、検診項目のなかには他の検査機関でも十分実施可能なものがあ る。

単独随意契約は、特殊性、非代替性の要件が必要であり、今後は原則として競争 原理を導入した契約方法に改めること。(体育保健課(県立学校共通))

毒・劇物の管理状況について、管理記録簿の記入漏れや管理責任者による定期点 検の未実施など管理の不備が多数に上り、また、長期間使用されていない薬品を大 量に保管している学校も見受けられた。

毒・劇物の安全管理のために、各学校に対し、速やかに管理記録簿を整備し、薬品の使用状況や在庫量について管理責任者の確認を定期的に行うことなど適正な管理を指導するとともに、学校保健法に基づく学校薬剤師を活用した管理体制の徹底を 図ること。(高校教育課(高等学校共通))

(3) 養護学校において、特殊教育就学奨励費負担金等の支弁を受ける者に対する支弁 区分の決定通知の遅れや、決定通知前の学校側の支給が見受けられることから、申 請後、速やかに支弁申請者に対し、支給の決定通知を行うこと。(学校人事課(養 護学校共通))

熊本県障害者施策推進協議会公告第二号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県障害者施策推進協議会

開催日時

平成 18 年 3 月 23 日 (木)

午後2時から

開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁 本館 13 階会議室

- 議題 (予定)
 - くまもと障害者プランの進捗状況について (1)
 - 平成18年度新規・重要事業について (2)
 - (3)障害者自立支援法について
 - (4)その他
- 傍聴者の定員について

20人

- 傍聴手続について (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指 示に従って、入室するものとする。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県障害者施策推進協議会事務局(熊本県健康福祉部障害者支援総室障害者企画・ 支援費班)

(電話 096-333-2233)

熊情管公告第 427 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県警察本部長 樋 眞 人

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称 (1)

熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託業務

- (2)委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- 委託期間 (3)

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

入札方法 (4)

入札金額は、熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器の保守委託業 務に要する費用とする。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目情報処理業務(情報関連機器類の維持管理)に登録された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて
- 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停 止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- 直近の事業年度においてOA機器類の保守契約台数又は障害対応台数について500 台以上の実績を有する者であること。
- (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を熊本県警察本部警 務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示し た者であること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法 (1)

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。) に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に 限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 郵便番号 862-8570

内線 6350 電話 096 - 383 - 1111

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 16 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

契約条項を示す場所 4

> 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係(熊本県警察本部庁舎4階) 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-381-2048

入札手続等 5

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 11 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成 18 年 3 月 23 日 (木) までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

- イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から4日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当

するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 435 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

熊本県警察情報管理システム用端末装置等の保守委託業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県警察情報管理システム用端末装置等の保守委託業務に要する 費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務(情報関連機器類の維持管理)に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。 (6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 100 台以上の実績を有する者であること。
- (7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 16 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

契約条項を示す場所 4

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係(熊本県警察本部庁舎4階) 郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号 電話 096-381-2048

- 入札手続等
 - 入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
 - 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

4に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所

日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 10 時から

場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室

入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 4に記載の場所に平成18年3月23日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に すること。 限る。)

- その他 6
 - 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)日本語及び日本国通貨とする。
 - 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額 を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- 無効の入札 (3)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 明らかに連合によると認められる入札 力
- 丰
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定 に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った 価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者と はならない場合がある。

- 最低制限価格
- 契約の締結 (6)
 - 契約書作成の要否

1 契約の締結期限 落札者決定の日から7日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から4日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊広県公告第77号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
 - 逓送委託業務
 - (2) 委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間

平成 18 年 4 月 3 日から平成 19 年 3 月 30 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、逓送委託業務に要する費用とする。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目が「運送業務」に登録された者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (3) 民事再生法(平成 11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
- (4) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

- (3) 提出方法
 - 4 に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部広報県民課

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話番号 096-381-0110 内線 2196

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 10 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部 3 階情操室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年3月23日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は てのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明りょうである入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

- イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

その他詳細は、入札説明書による。

熊会公告第 90 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

眞 熊本県警察本部長 樋 人

- 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務の名称

平成 18 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託

委託業務の内容 (2)

入札説明書及び仕様書のとおり

委託期間 (3)

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4)入札方法

> 入札金額は、平成 18 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に要する費用とする。 7

> 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

> 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)による審査のう え、有資格者として営業種目建物清掃に登録された者で、かつ、その格付けが「A」 と決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。 過去2年間にいずれの年も1年間を通じた日常清掃業務契約の建物の延べ床面積

- が3万平方メートル以上の実績がある者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てを行った 者又は申し立てをなされた者にあっては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を 受けていること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てを行った 者又は申し立てをなされた者にあっては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を 受けていること。
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊 本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者 は、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨 を明示すること。) に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留 郵便に限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 17 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 23 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

5に記載のとおり

- (3)提出方法
 - 5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 入札参加資格確認結果の通知 (4)
- 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話 096-381-0110 内線 2263

- 入札手続等
 - 入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)

5に記載のとおり

(2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 23 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

5に記載のとおり

- 入札及び開札の日時及び場所 (3)
 - 日時 平成 18年3月27日(月)午前11時から P

熊本県警察本部 201 会議室 (警察棟 2 階)

(4)入札書の提出方法

6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 5に記載の場所へ平成18年3月24日(金)午後5時までに必着するよう郵送(書 留郵便に限る。) すること。

- 入札保証金に関する事項
 - (1)入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額 を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次号のいず れかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

入札保証金の免除

- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1)入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札 (2)
- (3)所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- (4)記名押印を欠く入札
- (5)金額を訂正した入札
- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 明らかに連合によると認められる入札 (6)
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 (8)札
- (9)二以上の意思表示をした入札
- (10) 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- その他入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の 価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とす

契約保証金に関する事項

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以 上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、契約 保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 (1)保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- (2) 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって

締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(1)最低制限価格

契約書作成の要否 (2)

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から4日以内とする。

その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第96号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県警察本部長 桶 眞 人

競争入札に付する事項

委託業務の名称

運転免許センターエレベーター等保守点検業務委託

委託業務の内容 (2)

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4)入札方法

入札金額は、運転免許センターエレベーター等保守点検業務に要する費用とする。 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 1 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。 1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目「エレベーター保守」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定 された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲 げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 過去2年の間にエレベーター及びエスカレーター(株式会社日立製作所製)の保 守点検の実績を有する者で、かつ、エレベーターを24時間常に遠方監視及び遠隔診 断ができる者。
- (3) 熊本県内に本社又は支店(営業所及び出張所を含む。)を有している者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始申立てを行った者又 は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けてい
- 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指 名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でない
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも のは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である 旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書 留郵便に限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審查班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号電話番号 096-383-1111 内線 6350

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 17 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

5に記載のとおり

(3) 提出方法

5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係(熊本県運転免許センター2階)

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

電話番号 096-233-0110 内線 312

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 10 時から

イ 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

熊本県警察本部運転免許課 会議室(熊本県運転免許センター)

(4) 入札書の提出方法

6 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 18 年 3 月 23 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で、地方自

治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限 価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたも のを落札者とする。

最低制限価格 (5)

有

契約の締結 (6)

契約書作成の要否 T

契約の締結期限 1

落札者決定の日から14日以内とする。

落札者からの契約締結の申出期限 ゥ 落札者決定の日から7日以内とする。

(7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。 (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第97号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

熊本県警察本部長 樋 眞 人

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称 (1)
 - 運転免許センター庁舎設備保全業務委託
 - 委託業務の内容 (2)

入札説明書及び仕様書のとおり

委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4)入札方法

入札金額は、運転免許センター庁舎設備保全業務委託に要する費用とする。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。 工

入札に参加できる者 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目「建物管理の②設備機器運転監視」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」 に決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲 げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- 過去2年の間に延べ床面積が12,000平方メートル以上の施設の常駐及び遠方管理 をした実績を有する者。
- 履行場所に設置してある監視制御装置 SAVIC NET 20EV (山武ビルシステム株 式会社製)と接続して遠方管理できる装置を有している者であり、かつ、24時間常
- に管理 (監視、操作、設定変更等)ができる者。 過去 2 年の間にいずれも受電電圧 6600 ボルト以上、契約電力 600 キロワット以上 の受変電設備を有する建物の設備保全業務の実績がある者。
- 第3種電気主任技術者で、実務経験5年以上、かつ、前記(4)保全業務経験3年以上の者を常駐させることができる者。
- (6) 熊本県内に本社又は支店(営業所及び出張所を含む。)を有している者。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。

- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てを行った者又 は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けてい
- 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指 名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でない
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも のは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である 旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館2階)

862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 6350

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

> 平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 17 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

提出場所

5に記載のとおり

(3)提出方法

5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格確認結果の通知 (4)

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係 (熊本県運転免許センター2階)

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

電話番号 096-233-0110 内線 312

入札手続等

(1)入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所 イ

5に記載のとおり

(3)入札及び開札の日時及び場所

T 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午前 11 時から

場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

熊本県警察本部運転免許課 会議室 (熊本県運転免許センター)

入札書の提出方法

6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5 に記載の場所に平成 18 年 3 月 23 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留 郵便に限る。) すること。

その他

入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)日本語及び日本国通貨とする。

(2)入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ

たって締結し、かつ、 これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

無効の入札 (3)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札 イ
- ゥ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
- 工 記名押印を欠く入札
- オ
- 金額を訂正した入札誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- 明らかに連合によると認められる入札 丰
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以 上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落 札者とする。

最低制限価格 (5)

有

- (6) 契約の締結
 - 契約書作成の要否

- 契約の締結期限 イ
 - 落札者決定の日から14日以内とする。
- 落札者からの契約締結の申出期限 ゥ 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。 (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第98号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 13 日

人 熊本県警察本部長 樋 眞

- 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務の名称

運転免許センター特定建築物維持管理業務委託

- (2)委託業務の内容
- 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3)委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

- 入札方法 (4)

 - 入札金額は、運転免許センター特定建築物維持管理業務に要する費用とする。 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札事業をある。人札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 入札に参加できる者
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目「建物管理 (①環境衛生総合管理業)」の資格を有すると決定された者である

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。 過去2年の間に建物の延床面積で12,000平方メートル以上の施設業務の実績があ

- るもの。
- 熊本県内に本社及び支店(営業所及び出張所を含む。)を有している者。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てを行った者又 は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けてい
- 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指 名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でない
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも のは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である 旨を明示すること。) に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書 留郵便に限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6350

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 17 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

提出場所

5に記載のとおり

提出方法 (3)

5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格確認結果の通知 (4)

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係 (熊本県運転免許センター2階) 郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

電話番号 096-233-0110 内線 312

入札手続等

入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)

5に記載のとおり

(2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 18 年 3 月 13 日 (月) から平成 18 年 3 月 22 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

5に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午後 2 時から

場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

熊本県警察本部運転免許課 会議室 (熊本県運転免許センター)

(4)入札書の提出方法

6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5

に記載の場所に平成 18 年 3 月 23 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

- イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。 (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。